

税理士情報ネットワーク

TAINS

Tax Accountant Information Network System



医療法と定款の解釈 平成22年4月8日最高裁判決の検討

正木 洋子〔目黒〕

1 改正医療法と医療法人について

第5次医療法改正により、
社団医療法人については平成19年4月1日以降出資持分の定めのある医療法人は、出資持分の定めのない医療法人への移行が可能である。出資額限度法人とは、定款の定めにより医療法人の社員の出資金返還請求権及び残余財産分配請求権を、実際の出資額を限度とする旨を明らかにしている医療法人をいいます。つまり、100万円の出資であれば、返還請求権の評価額は100万円が限度となります。出資額限度法人への移行に係る定款変更の有効性は、いわゆる「八王子事件」において確定しています(平15・6・27最高裁)。

一方、出資額限度法人ではない法人の場合は、社員の出資額限度により出資金返還請求権が行使されるとその評価額は法人の存続を危うくするほど多額の金額になることがあります。このような事例について、最高裁は、平成22年4月8日に破棄差戻しの判断を下しました。この判決は、前出の八王子事件と同様に民事事件ではありません

が、定款の解釈について重要なテキストとなる判決です。それぞれの判決における裁判官の判断過程を検証して定款の解釈について考察してみましよう。

2 平成22年4月8日最高裁判決について

(1) 事案の概要

医療法人Y会(被上告人・控訴人・被告)は、Aが442万5600円、その妻Bが20万円を出資して設立され、出資持分の定めのある医療法人として定款8条に「退社した社員はその出資額に応じて返還を請求することができる。」旨を定めています。Aは昭和57年10月3日死亡し、Bは平成13年6月14日に死亡しました。相続人であるX(上告人・被控訴人・原告)は、Y会に対し本件出資金返還請求権の価額4億7110万1049円の支払を求めて提訴しました(他の請求は省略)。本件の争点は、①定款8条の解釈、②出資金返還請求権の範囲並びに③出資金返還請求権の具体的価額の3点です。

(2) 平成18年2月24日前橋地裁(一部認容・双方控訴)(その他・H18-02-24・Z999-6061)

【判示】
①医療法は持分の払戻し等については専ら医療法人が

定款において自律的に定めるところに委ねていると解される。本件定款の文理に照らすと出資金返還請求権の金額について、出資金額を限度とする旨と解することはできない。

②Bの死亡時においては、既にAの死亡に伴う出資金返還請求権が発生していたから、Y会の純資産は、Y会の資産からAの死亡に伴う出資金返還請求権を負債として控除した金額となるはずであった。しかし、Aの死亡による出資金返還請求権は時効により消滅したため、Aの死亡時点で遡って存在しないものと取り扱われることになる(民法144条)。したがって、Bの死亡に伴う出資金返還請求権の範囲は、Y会の純資産(Aの死亡に伴う出資金返還請求権控除前)に及ぶことになる。

③Y会の純資産額は4億9893万8630円を下らないと認められるから、Xの請求はその限度で理由がある。

(3) 平成20年7月31日東京高裁(原判決変更)(上告)(その他・H20-07-31・Z999-6062)

【判示】
①医療法は、医療法人が存続し病院を経営する場合と医療法人が解散した場合とを峻別し、医療法人が存続して病院等を経営する限り、医療法人の自己資本を充実にすることとして、剰余金の利益処分を禁止しているものであるから、剰余金その他の利益処分の実質を有する行為を禁止している旨と解するのが相当である。医療法人の定款の定めを解釈するに当たっては、医療

法の上記趣旨を踏まえて行うことを要するものというべきである。

②そうすると、Y会に対し出資した社員が退社した場合に、当該社員は自己が出資した額を限度としてその返還を請求することができ、基本財産並びに剰余金及びその積立金を含む総資産について持分の払戻しを請求することはできない。

③Aの出資金返還請求権は時効により消滅しているのだから、Bの出資金20万円が同人に係る出資金返還請求権の価額である。

(4) 平成22年4月8日最高裁(破棄差戻し)(その他・H22-04-08・Z999-6064)

【判示】
①改正前医療法は、社団たる医療法人の財産の出資社員への分配については、医療法54条に反しない限り、基本的に当該医療法人が自律的に定めるところに委ねていると解される。

3 検討

以上、各裁判を検討すると、最高裁は定款の解釈については第一審の前橋地裁の立場をとり、控訴審の文理解から乖離する定款解釈は否定しています。また、出資金返還請求権が及ぶ範囲については、下級審が認定した消滅時効の解釈を採用していません。

本件最高裁には2名の裁判官の補足意見が付されています。補足意見を読むと、最高裁が法的安定性及び医療法人制度の公益性を重視していることが推測できます。それゆえに、最高裁は消滅時効について下級審とは異なる解釈に立ち、なおかつ、権利濫用の法理の適用を検討すべきとしているといえるでしょう。

収録内容に関するお問合せはデータベース編集室
03-5496-1416

会計事務所の 新規独立開業に 熱いエール。

開業早々
これなら
使える!!

明日の会計業界を担う皆様!

ACELINK Naviが月々9,800円(税別) 月額使用料パック いよいよスタート!

●基本パックには次のアプリケーションが含まれています。: 会計大簿(基本)/個人決算書/決算内訳書/減価償却/消費税申告書/法人税申告書/所得稅確定申告書/年末調整/国税電子申告/地方税電子申告

※導入初期費用としてベースモジュールのご契約が別途必要になります。※月額使用料パックは、10社・20社・30社・フリーの4段階により価格が異なります。※インターネット環境が必要となります。※ご契約期間は1年間とし、最長5年間更新が可能です。



全国8,400件の
導入実績を誇るMJS
会計システム

会計事務所向け統合システム「ACELINK Navi」を手軽に使っていただくための特別商品、それがACELINK Navi 月額使用料パックです。

会計事務所に
必要な基本ソフトを
全てバック

月々9,800円(税別)からと低価格なのにACELINK Naviの機能はそのまま。導入したその日から、さっそご利用になれます。

業務拡張に
合わせた追加ソフトの
選択が可能

経営分析や非営利法人会計などの様々なオプション機能を、必要に応じて追加契約してご利用になれます。

MJSイメージキャラクター:ラモス瑠偉



財務と経営システムのリーディング・カンパニー
株式会社ミロク情報サービス

MJS

検索

●お問合せ:東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル48階 TEL.03-5326-0381 ●本社:東京都新宿区四谷4-29-1 TEL.03-5361-6369(代表) ●拠点/30支社・3営業所